

① 音楽利用についてはJASRAC (一般社団法人日本音楽著作権協会)、書籍の複写についてはJRRRC (社団法人日本複写権センター)などがある。

### ② 自由利用マーク

著作者が他人に著作物を利用してもらってもよいという意思を示すマーク。



### ③ オープンソース

open source :

ソフトウェアのもととなるソースコードを公開し、誰でも自由に改良や再配布を行えるようにすることで、よりすばらしいソフトウェアを生み出そうという取り組み。

### ④ クリエイティブ・コモンズ Creative Commons :

知的財産の保護をはかりつつ、積極的な著作物の流通を促進することを目的としたプロジェクト。以下の四つのアイコンで使用条件を表明する。

|  |                                 |
|--|---------------------------------|
|  | 著作権者の氏名や作品名などの情報の表示を要求する。       |
|  | 非営利での利用に限り認める。                  |
|  | 改変を禁止する。                        |
|  | 著作物を加工して作成した著作物はもとの著作物の条件を引き継ぐ。 |

### ⑤ 引用

quotations :

他人の著作物の一部を抜き出し、自分の著作物に取り入れること。

#### ほかにも利用できる例

- ・ 図書館などでの本の複製 (ただし制限がある)
- ・ 非営利目的の利用  
観客から料金をとらず、出演者も無報酬であるならば、演劇や音楽などを上演・演奏することができる。

## 著作物の利用

著作物を利用するには、著作権者に許諾を得る必要がある。著作権者に利用の問い合わせをする際には、利用する目的や方法などを明らかにしよう。

しかし、多くの場合、著作権者と直接交渉することは難しい。<sup>[5]</sup> 音楽や書籍については、著作権者から著作権管理を任された団体が窓口となっている場合も多い<sup>①</sup>。

著作者の中には、公開した著作物を他人が自由に利用してもよいと考える人もいる。そういうものについて、あらかじめ許諾の意思を示すことで著作物の利用を促進していこうという動きがある。文化庁では、自由利用マーク<sup>②</sup>を制定している。また、オープンソース<sup>③</sup>やクリエイティブ・コモンズ<sup>④</sup>などの動きもある。

著作権には、一定の条件において著作権者の許諾を得なくても利用できる場合がある。代表的な例を以下に示す。

#### ・ 授業での利用 (著作権法第35条)

授業の過程で利用するために、必要と認められる限度において著作物を複製することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することは違法である。

#### ・ 私的使用のための複製 (著作権法第30条)

自分自身や家族などで利用するために著作物を複製することができる。

#### ・ 引用<sup>⑤</sup> (著作権法第32条)

引用の条件をすべて満たす場合に認められる。

### 引用のルール

#### ● 引用の条件

- ・ 引用したい著作物が公表されているものであること。
- ・ 引用部分と自分の著作物とが明確に区別されていること。
- ・ 自分の著作物が「主」で、引用する著作物が「従」であること。
- ・ 引用する必要性、必然性があること。
- ・ 引用する著作物の出所を明示すること。

#### ● 引用の仕方

- ・ 引用した部分を「 」でくくったり、段落を分けたりして引用であることを明確にする。

#### ● 出所の示し方

- ・ 引用文のすぐ後か、文末にまとめて、著者名、著書のタイトル、出版社名などを明記する。

(例)

書籍 林一郎『情報社会』(凹凸大学出版部・2012年・p.83)

Webページ 財団法人情報科学研究所「情報とメディア」

<http://www.example.org/info/example.html>

(アクセス日: 2013年9月7日)

## 著作隣接権

著作隣接権<sup>⑥</sup>は、著作物などを公衆に伝達する者に与えられる権利で、その伝達行為を保護している。著作権と同じく無方式主義である。それぞれ以下の権利をもっている。

|                   |            |  |
|-------------------|------------|--|
| 実演家               | 実演家人格権     | 氏名表示権、同一性保持権   |
|                   | 著作隣接権(財産権) | 録音権・録画権、放送権・有線放送権、商業用レコードの二次使用料を受ける権利、譲渡権、送信可能化権、貸与権など |
| レコード製作者           | 著作隣接権(財産権) | 複製権、商業用レコードの二次使用料を受ける権利、譲渡権、送信可能化権、貸与権など               |
| 放送事業者/<br>有線放送事業者 | 著作隣接権(財産権) | 複製権、再放送権・有線放送権、テレビジョン放送の伝達権、送信可能化権                     |

### ⑤ 著作権の国際的な取り決め

著作権法は、日本国内での著作物に対する法律である。著作物は、海外で利用されることもある。また、海外から著作物が流通してくることもある。日本をはじめ世界各国では、条約を結んで相互に著作物を保護している。おもな国際条約には以下のものがある。

|                        |   |
|------------------------|---|
| ベルヌ条約 <sup>⑦</sup>     | 1886年制定。無方式主義。  |
| 万国著作権条約 <sup>⑧</sup>   | 1952年制定。©表示をすれば、方式主義の国でも登録せずに著作権の保護が受けられるよう定めた。                         |
| WIPO著作権条約 <sup>⑨</sup> | 1996年制定。WIPO <sup>⑩</sup> が提唱した。コンピュータプログラムの保護など情報通信技術の発達に対応するためにつくられた。 |

## 情報社会と著作権

デジタルデータはコピーしても劣化しない。また、インターネットで簡単に多くの人に伝達することができる。そのため、著作権の侵害がより深刻な問題となっている。著作権法は、社会の変化に合わせて何度も改正がなされている<sup>⑪</sup>。

また、技術で著作権を保護しようという取り組みもある。たとえば、地上デジタル放送のコピー回数を制限してコンテンツを保護しようとする「ダビング10」などである。

著作権保護と正規利用者の利便性のトレードオフについてはつねに課題となっている。

実習  
35

著作権や産業財産権の保護期間に期限が設けられているのはなぜだろうか。考えてみよう。

### ⑥ 著作隣接権

実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者など、著作物を「伝達する者」に付与される権利。

#### 実演家とは



#### ・ 演奏家



など。

### ⑦ ベルヌ条約

the Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works

### ⑧ 万国著作権条約

Universal Copyright Convention

### ⑨ WIPO著作権条約

World Intellectual Property Organization Copyright Treaty

### ⑩ WIPO

World Intellectual Property Organization :

世界知的所有権機関。国際連合の専門機関の一つであり、知的財産権を国際的に管理・運営するために、1970年に設立された。

⑪ 2010年の改正では、違法なネット配信による音楽・映像などを、そうと知りながらダウンロードすることを違法と定めた。

PRACTICE